

報第 5 号

令和6年度酒田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

令和6年度酒田市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

令和6年度酒田市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	市 債	その他
2. 総務費	1. 総務管理費	市民会館施設整備事業費	185,349,000	74,140,000	74,140,000		74,140,000	74,140,000	3,740,000		70,400,000		
7. 商工費	1. 商工費	観光物産施設管理運営事業費	138,237,000	55,295,000	55,295,000	36,388,000	18,907,000	18,907,000	7,000		18,900,000		
10. 教育費	5. 保健体育費	八幡体育館改築事業費	829,158,000	331,664,000	331,664,000	293,788,000	37,876,000	37,876,000	76,000		37,800,000		
合 計			1,152,744,000	461,099,000	461,099,000	330,176,000	130,923,000	130,923,000	3,823,000		127,100,000		

報第 6 号

令和 6 年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 6 年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

令和6年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2. 総務費	1. 総務管理費	自治会集会施設復旧等支援事業	22,000,000	15,000,000			15,000,000		
		市民会館施設整備事業	22,799,000	21,861,000			17,200,000		4,661,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対策低所得世帯支援給付金給付事業	142,800,000	32,636,000		32,636,000			
	2. 児童福祉費	保育所管理事業	75,803,000	68,961,000			68,800,000		161,000
4. 衛生費	3. 清掃費	廃棄物対策事業	4,641,000	4,641,000					4,641,000
		大雨災害公費解体事業	166,328,000	166,328,000					166,328,000
		大雨災害被災家屋撤去支援事業	68,000,000	63,000,000					63,000,000
		大雨災害廃棄物処理事業	93,479,000	93,479,000					93,479,000
5. 労働費	1. 労働諸費	勤労者福祉施設管理運営事業	3,364,000	3,364,000					3,364,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	小規模土地改良補助事業	90,000,000	20,222,931		211,931	4,600,000		15,411,000
		地籍調査事業	13,530,000	13,530,000		10,147,000			3,383,000
	2. 林業費	森林病害虫等対策事業	37,961,000	37,400,000		19,965,000			17,435,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	側溝整備事業	165,000,000	92,050,000		16,330,000	73,700,000		2,020,000
		橋りょう延命化事業	90,000,000	88,014,000		48,261,000	35,500,000		4,253,000
		道路橋りょう新設改良事業	12,300,000	12,300,000		5,300,000	4,700,000		2,300,000
	4. 港湾費	重要港湾酒田港活性化推進事業	10,870,000	10,870,000		10,870,000			

令和6年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
						国県支出金	市債	その他			
					円	円	円	円	円	円	
8.	土木費	5. 都市計画費	公園施設長寿命化等整備事業	19,383,000	18,542,700	9,192,000	8,200,000		1,150,700		
9.	消防費	1. 消防費	消防施設等整備事業	8,042,000	8,042,000		7,500,000		542,000		
			令和6年7月大雨災害対応事業	1,388,400,000	1,012,208,999	84,912,371	121,300,000		805,996,628		
10.	教育費	2. 小学校費	学校空調設備整備事業	146,412,000	146,412,000	12,237,000	104,700,000		29,475,000		
			3. 中学校費	学校空調設備整備事業	87,276,000	87,276,000	9,105,000	60,600,000		17,571,000	
			4. 生涯学習費	生涯学習施設管理運営事業	16,045,000	13,985,000				13,985,000	
			5. 保健体育費	体育施設整備事業	53,909,000	53,909,000		51,200,000		2,709,000	
				八幡体育館改築事業	98,527,000	98,527,000		98,500,000		27,000	
11.	災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	569,000,000	532,310,000	474,851,136	22,500,000		34,958,864		
			2. 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	1,341,840,000	945,638,000	749,469,000	194,800,000		1,369,000	
合計			4,747,709,000	3,660,507,630	1,483,487,438	888,800,000		1,288,220,192			

報第 7 号

令和6年度酒田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和6年度酒田市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

令和6年度酒田市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	市債	その他		
2. 総務費	1. 総務管理費	フロントヤード改革事業	円 117,704,648	円 100,749,973	円 16,954,675	円 1,022,646	円 17,977,321	円 円	円 円	円 円	円 円	円 円	令和5年度に繰越明許費を設定し、令和6年度に繰り越した自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに係る総務省からの受託事業について、令和6年7月25日からの大雨災害の影響により年度内の業務完了が困難となり、契約期間を延長することとなった。

報第 8 号

令和6年度酒田市国民健康保険特別会計事故繰越し繰越し計算書の  
報告について

令和6年度酒田市国民健康保険特別会計事故繰越し繰越し計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

令和6年度酒田市国民健康保険特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	市債	その他		
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理費	円 6,490,000	円	円 6,490,000	円	円 6,490,000	円	円	円	円	円 6,490,000	国保給付システム市町村事務処理標準化対応業務委託について、委託期間を令和6年9月19日から令和7年3月31日までとしていたが、期間の最終日に契約の相手方から業務完了が遅れる旨の申し出があり、年度内に事業を完了することが困難となった。

報第 9 号

令和 6 年度酒田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 6 年度酒田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

## 令和6年度 酒田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰越 を要するたな 卸資産の購 入限度額	説明
						当年度分 損益勘定 留保資金	企業債	国庫補助金	一般会計 出 資 金			
			円	円	円	円	円	円	円	円		
		令和6年度竹田地内ほか配 水管改良工事	55,000,000	22,000,000	33,000,000	33,000,000						
		令和6年度八森系老朽管更 新事業市条地内ほか配水管 改良工事	62,315,000	37,389,000	24,926,000	24,926,000						
		令和6年度飛島簡易水道施 設更新事業勝浦地内配水管 改良工事	74,488,700	29,040,000	45,448,700	48,700	45,400,000					
		令和6年度水道管改良に伴う 舗装復旧工事(第3工区)	16,940,000		16,940,000	16,940,000						
		酒田市上水道施設災害復旧 工事査定関連業務委託	64,559,000		64,559,000	43,000	49,300,000	15,216,000				
		八幡簡易水道施設災害復旧 工事査定関連業務委託	78,958,000		78,958,000	72,000	48,400,000	30,486,000				
		合計	352,260,700	88,429,000	263,831,700	75,029,700	143,100,000	45,702,000				

報第10号

令和6年度酒田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度酒田市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

令和6年度 酒田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰越 を要するたな 卸資産の購 入限度額	説明
						当年度分 損益勘定 留保資金	企業債	国庫補助金	一般会計 出 資 金			
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	令和6年度酒田市下水道広域 化推進総合事業	円 179,653,400	円	円 179,653,400	円 27,400	円 89,800,000	円 89,826,000	円	円		
		令和6年度(繰越)酒田市公共 下水道管路改築工事	38,615,000		38,615,000	150,000	26,200,000	12,265,000				
		酒田市公共下水道家際雨水ポ ンプ場の建設工事委託(電気設 備等改築)に関する協定	161,690,000	2,830,000	158,860,000	30,000	83,900,000	74,930,000				
合計			379,958,400	2,830,000	377,128,400	207,400	199,900,000	177,021,000				

議第 57 号

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 を第 18 条の 4 とする。

第 18 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 18 条の 3 とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、酒田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年条例第 40 号）第 26 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 酒田市職員の育児休業等に関する条例第 26 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職

員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

別表第2中

「

<p>(15) 9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
---	--

」

を

「

<p>(15) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
---	---

」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の3を第18条の4とする改正規定並びに第18条の2第1項の改正規定及び同条を第18条の3とし、第18条の次に1条を加える改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

##### (特別休暇の承認基準に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第2第15号の規定は、この条例の施行の日以後に請求される休暇について適用し、この条例の施行の前日に請求された休暇については、なお従前の例による。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に関する経過措置)

- 3 任命権者は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

##### (提案理由)

子の看護休暇の取得要件を緩和するとともに、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものである。

## 議第58号

### 酒田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

酒田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

### 酒田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第23条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分（非常勤職員にあっては、15分）を単位として行うものとする。

第23条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤

務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数  
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第25条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの

条例による改正後の酒田市職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とし、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児時間の取得パターンを多様化し、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものである。

## 議第59号

### 酒田市税条例の一部改正について

酒田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

### 酒田市税条例の一部を改正する条例

酒田市税条例（平成17年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第15条の2の2の見出し中「軽自動車税等」を「軽自動車等」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ご

との数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
  - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第15条の2の2の改正規定 公布の日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定  
令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の酒田市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合

計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の酒田市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、酒田市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 酒田市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、特定親族特別控除の創設に伴う規定を整備し、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を創設するなど、所要の改正を行うものである。

議第60号

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例  
の一部改正について

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように制定する。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例  
の一部を改正する条例

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17  
年条例第172号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を  
「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の定義規  
定に関し、所要の改正を行うものである。

## 議第 6 1 号

### 酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

### 酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成 2 4 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 1 項第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6 箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第 1 0 号とし、同項第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に

改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「にあっては1年」を「にあっては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号に規定する学校を卒業した者にあっては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第2項後段を次のように改める。

この場合において、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、

道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に

従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。））」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号、第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2項中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に、「「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」）」を「「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」）」に改め、「「最低経験年数の2分の1以上」と」の次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6箇

月以上」と、同項第 8 号中「3 年以上」とあるのは「1 年 6 箇月以上」とを加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものである。

議第62号

請負契約の締結について

本市は、鳥海小学校屋内運動場改修工事（建築工事）の請負契約を下記のとおり締結するものとする。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

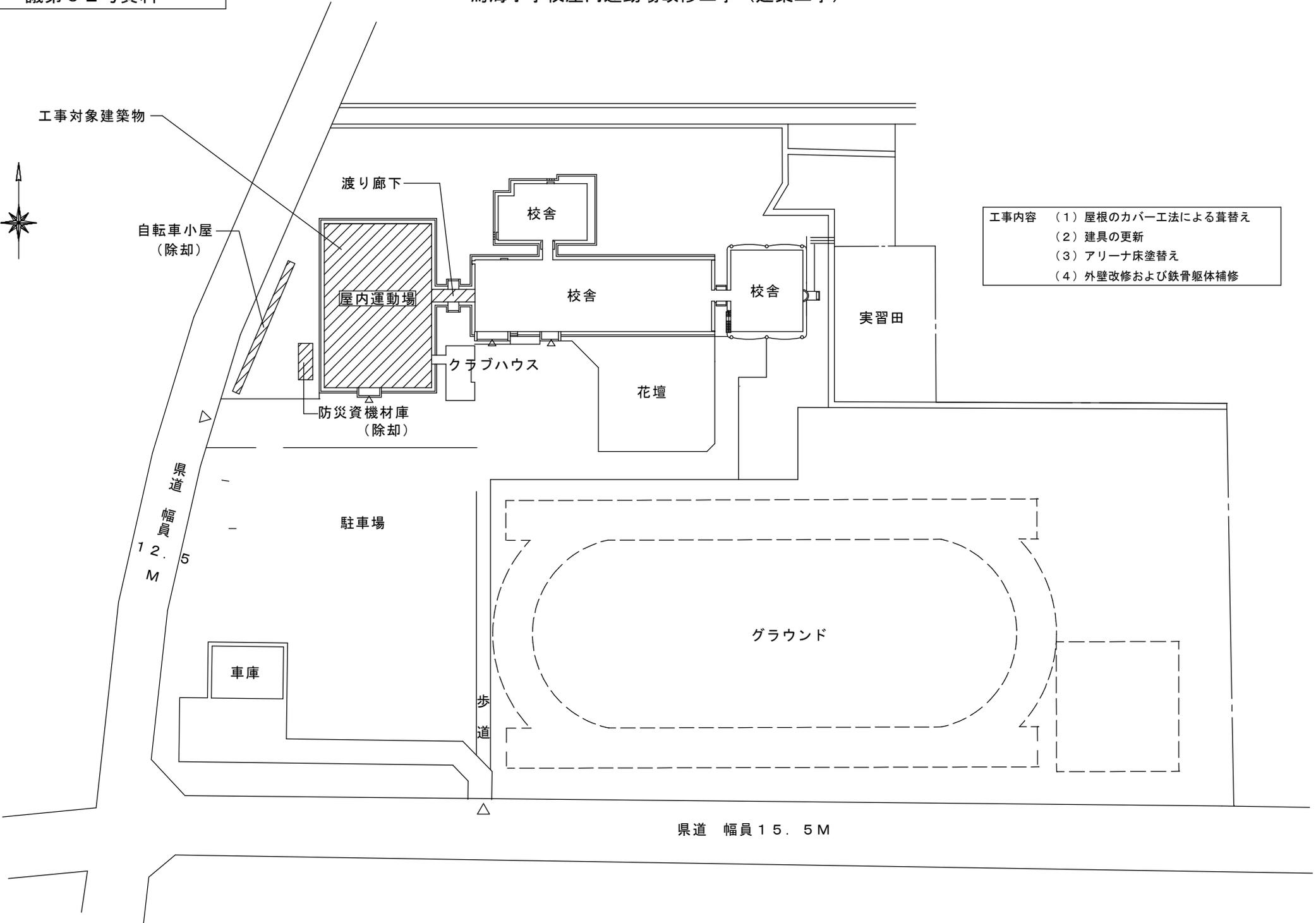
記

- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 鳥海小学校屋内運動場改修工事（建築工事）                 |
| 2 契約の方法  | 条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）による契約            |
| 3 契約の金額  | 1億8,590万円                            |
| 4 契約の相手方 | 酒田市下安町41番地の1<br>株式会社丸高<br>代表取締役 横瀬夏樹 |
| 5 工期     | 契約締結の日から令和8年2月27日まで                  |

（提案理由）

鳥海小学校屋内運動場改修工事（建築工事）の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものである。

鳥海小学校屋内運動場改修工事（建築工事）



- 工事内容
- (1) 屋根のカバー工法による葺替え
  - (2) 建具の更新
  - (3) アリーナ床塗替え
  - (4) 外壁改修および鉄骨躯体補修

議第63号

物品の取得について

本市は、スクールバスを更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | スクールバスの購入                                      |
| 2 取得物品   | 中型バス 2台  |
| 3 取得の方法  | 条件付き一般競争入札による取得                                |
| 4 取得の金額  | 3,706万60円                                      |
| 5 取得の相手方 | 酒田市北浜町2番89号<br>株式会社庄交コーポレーション<br>酒田地区総括部長 阿部紀久 |

(提案理由)

スクールバスを更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第64号

物品の取得について

本市は、除雪ドーザを追加及び更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和7年6月5日提出

酒田市長 矢口明子

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | 除雪ドーザ（8 t級・マルチプラウ）の購入                      |
| 2 取得物品   | 除雪ドーザ 4台                                   |
| 3 取得の方法  | 条件付き一般競争入札による取得                            |
| 4 取得の金額  | 5,811万4,800円                               |
| 5 取得の相手方 | 酒田市広野字中曾美1番地1<br>コマツ山形株式会社庄内支店<br>支店長 帯刀洋喜 |

（提案理由）

除雪ドーザを追加及び更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第 6 5 号

酒田市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

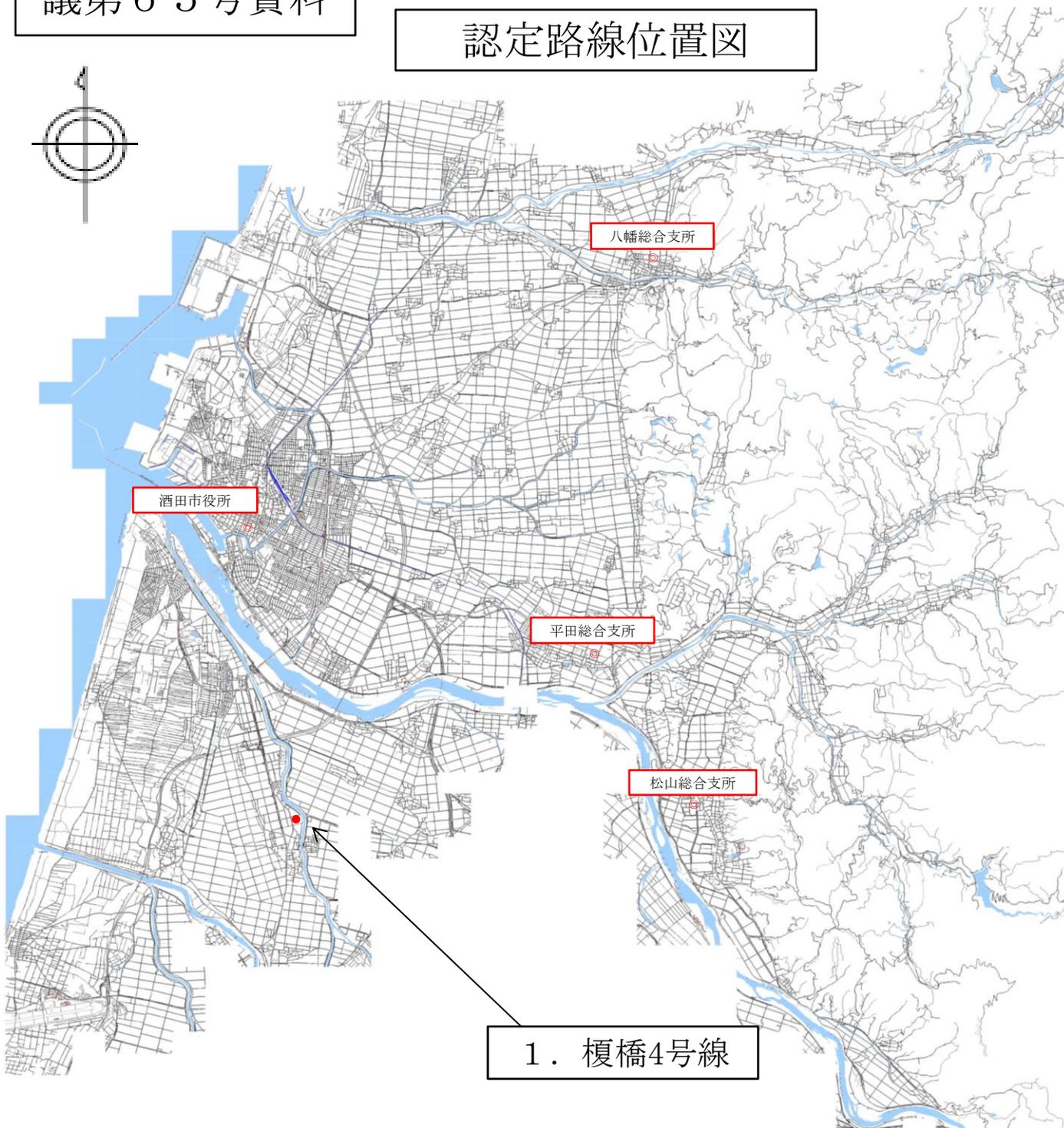
酒田市長 矢 口 明 子

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1	榎橋 4 号線	広野新田字川端割 1 5 - 3	広野字榎橋 1 1 - 3	

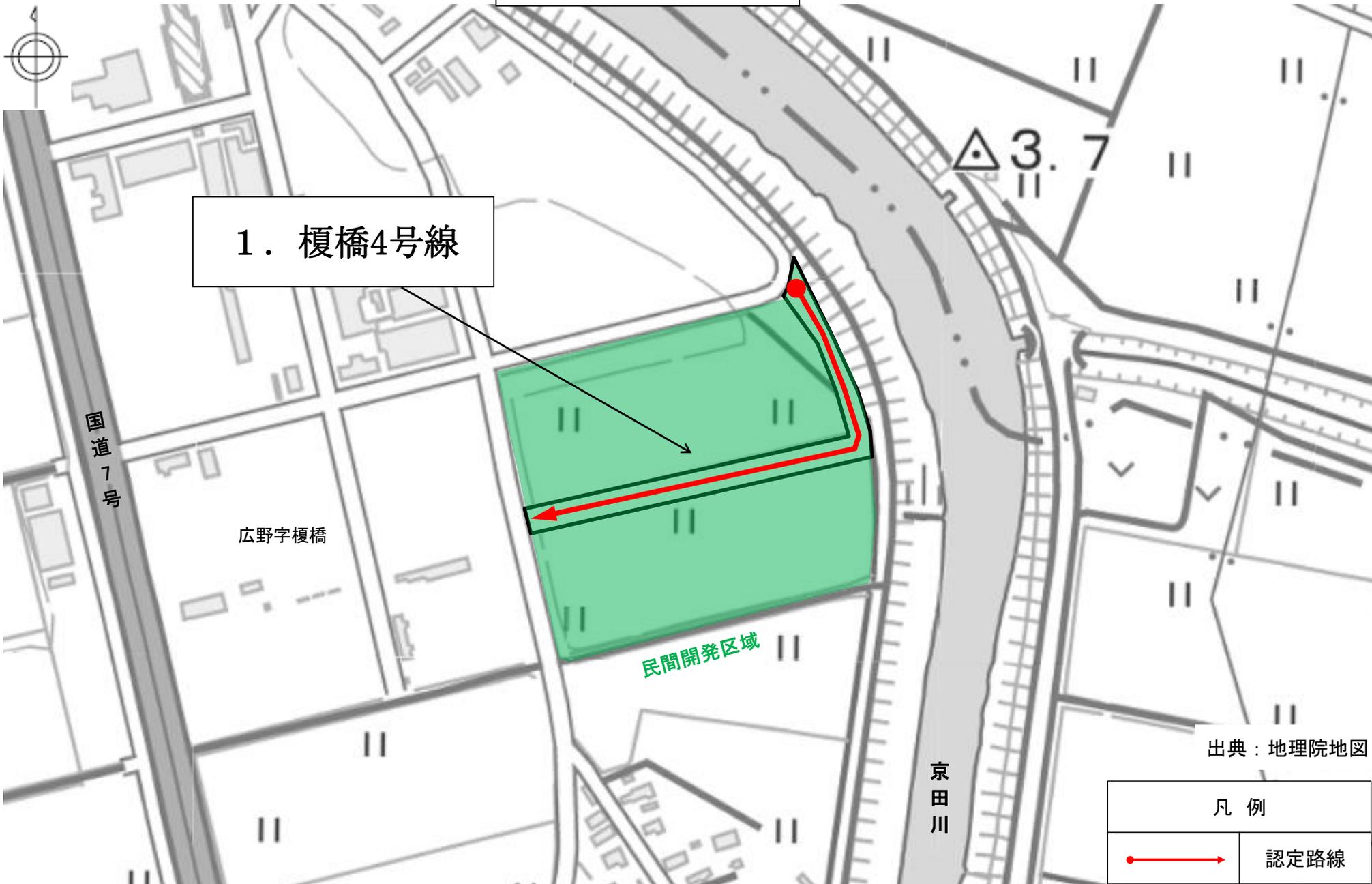
（提案理由）

民間開発事業に伴い新設される路線を、市道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

認定路線位置図



認定路線位置図



## 議第 6 6 号

### 庄内広域水道企業団の設立について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 2 項の規定により、鶴岡市、酒田市及び庄内町の水道事業の経営に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、庄内広域水道企業団を設立する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

### 庄内広域水道企業団規約

#### 第 1 章 総則

（企業団の名称）

第 1 条 この企業団は、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

（企業団の組織）

第 2 条 企業団は、鶴岡市、酒田市及び庄内町（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

（企業団の共同処理する事務）

第 3 条 企業団は、水道事業の経営に関する事務及びこれに附帯する事務を共同処理する。

（企業団の事務所の位置）

第 4 条 企業団の事務所は、東田川郡庄内町余目字滑石 1 番地 1 に置く。

#### 第 2 章 企業団の議会

（企業団議会の組織）

第 5 条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、1 3 人とし、構成市町の定数は次のとおりとする。

（1）鶴岡市 6 人

(2) 酒田市 5人

(3) 庄内町 2人

(企業団議員の選挙の方法)

第6条 企業団議員は、構成市町の議会において、議員の中から選挙する。

(企業団議員の補欠選挙)

第7条 企業団議員に欠員が生じたときは、その欠員を生じた議員の属する構成市町の議会において、補欠選挙を行わなければならない。

(企業団議員の任期)

第8条 企業団議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。

2 企業団議員が構成市町の議員でなくなったときは、その職を失う。

(企業団議会の議長及び副議長)

第9条 企業団の議会は、企業団議員の中から議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

### 第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第10条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、企業団を代表し、企業団の業務を管理執行する。

3 企業長は、構成市町の長の互選により選任するものとし、その任期は4年とする。

(副企業長)

第11条 企業団に副企業長2人を置く。

2 副企業長は、企業長となる構成市町の長を除く構成市町の長をもって充てる。

3 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

4 副企業長の任期は、4年とする。

(職員)

第12条 企業団に職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第13条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、

事業の経営管理に関し優れた識見を有する者の中から選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(運営協議会)

第14条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

2 前項の運営協議会の委員は、企業長及び副企業長をもって充てる。

#### 第4章 企業団の経費

(経費の支弁の方法)

第15条 企業団の経費は、企業団の事業により生じる収入、企業債、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金の額は、構成市町の協議により定める。

#### 附 則

この規約は、山形県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条及び第15条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

水道事業の経営に関する事務を共同処理する庄内広域水道企業団の設立に関し、その規約を定めることについて、地方自治法第284条第2項の規定により関係市町と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。